

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

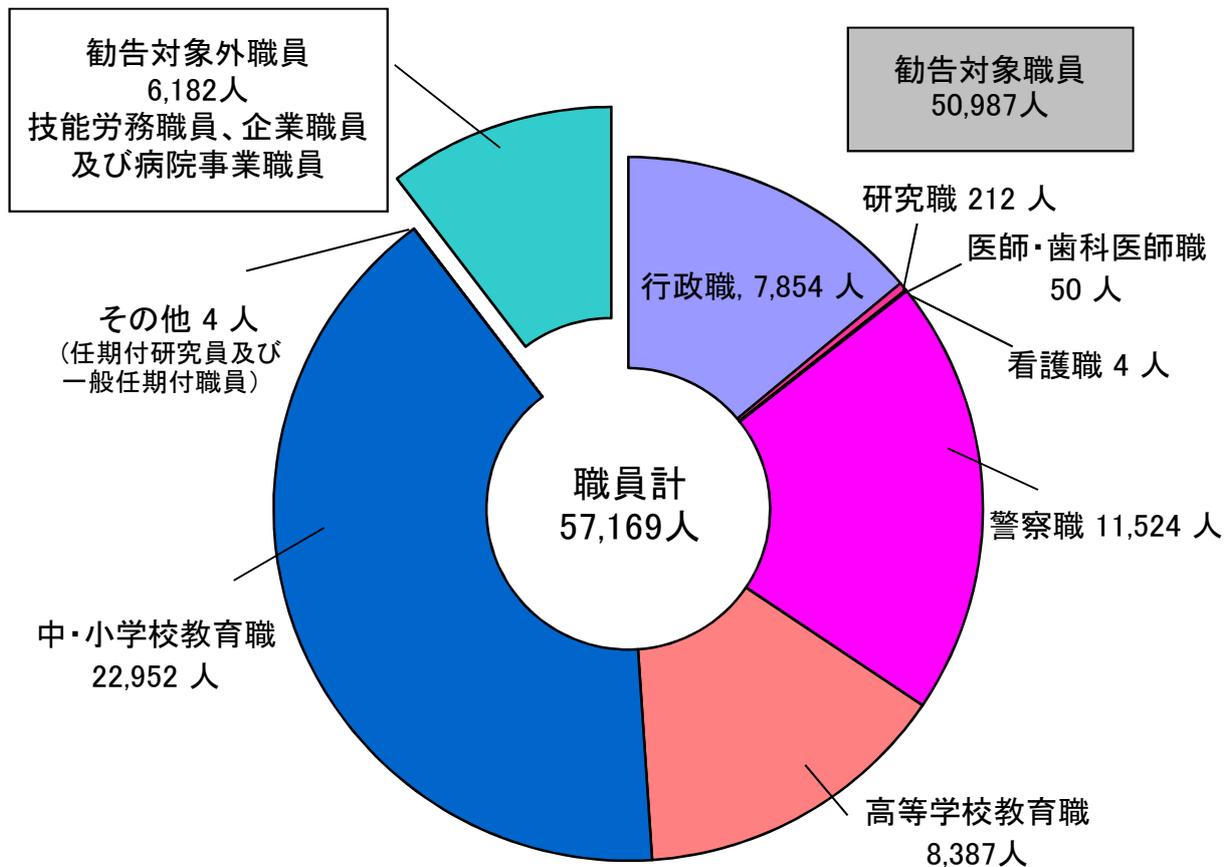
平成 28 年 10 月
兵庫県人事委員会

目 次

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差に基づく給与勧告
- 5 本年の給与勧告
- 6 最近の給与勧告の状況

1 給与勧告の対象職員

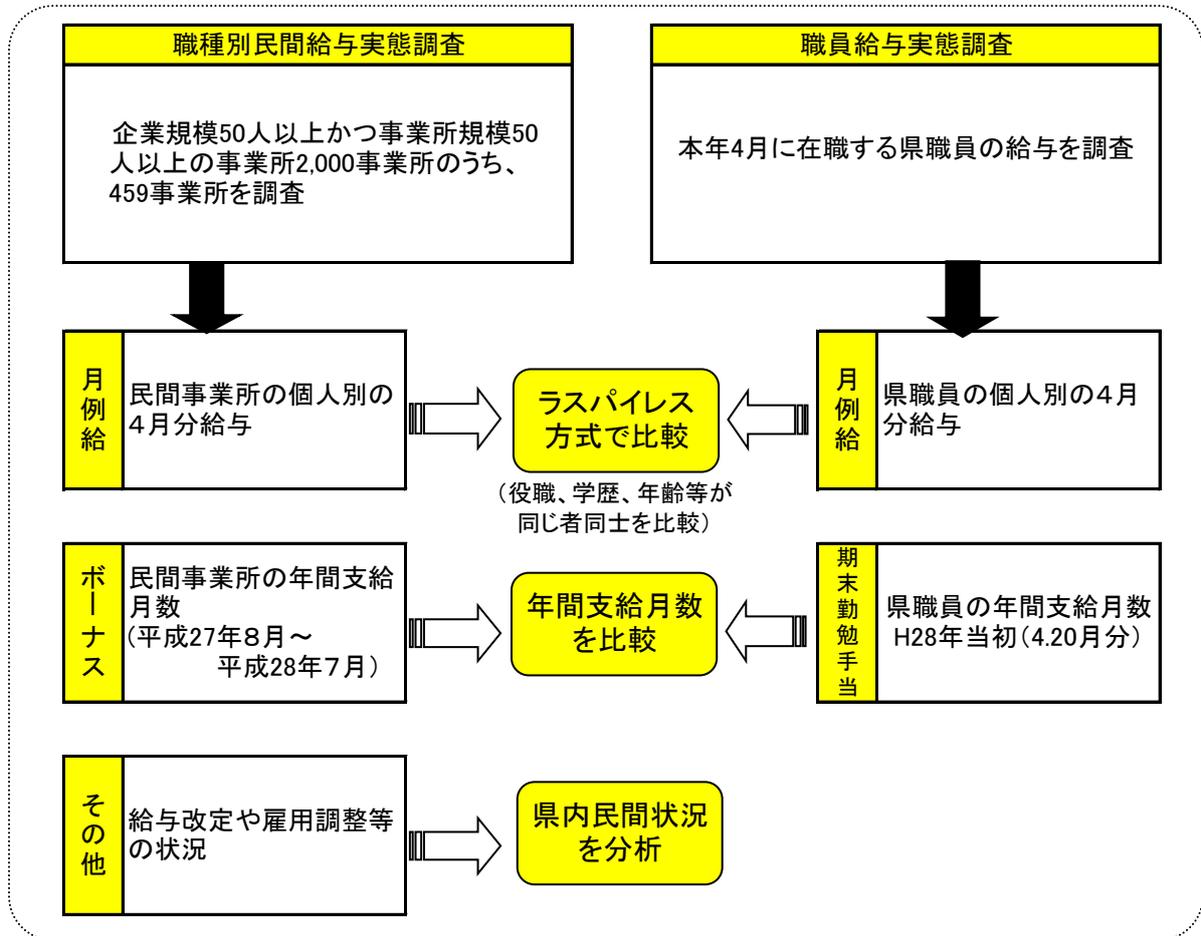
兵庫県には、平成28年4月1日現在、57,169人の職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を除いた50,987人です。



2 給与勧告の手順

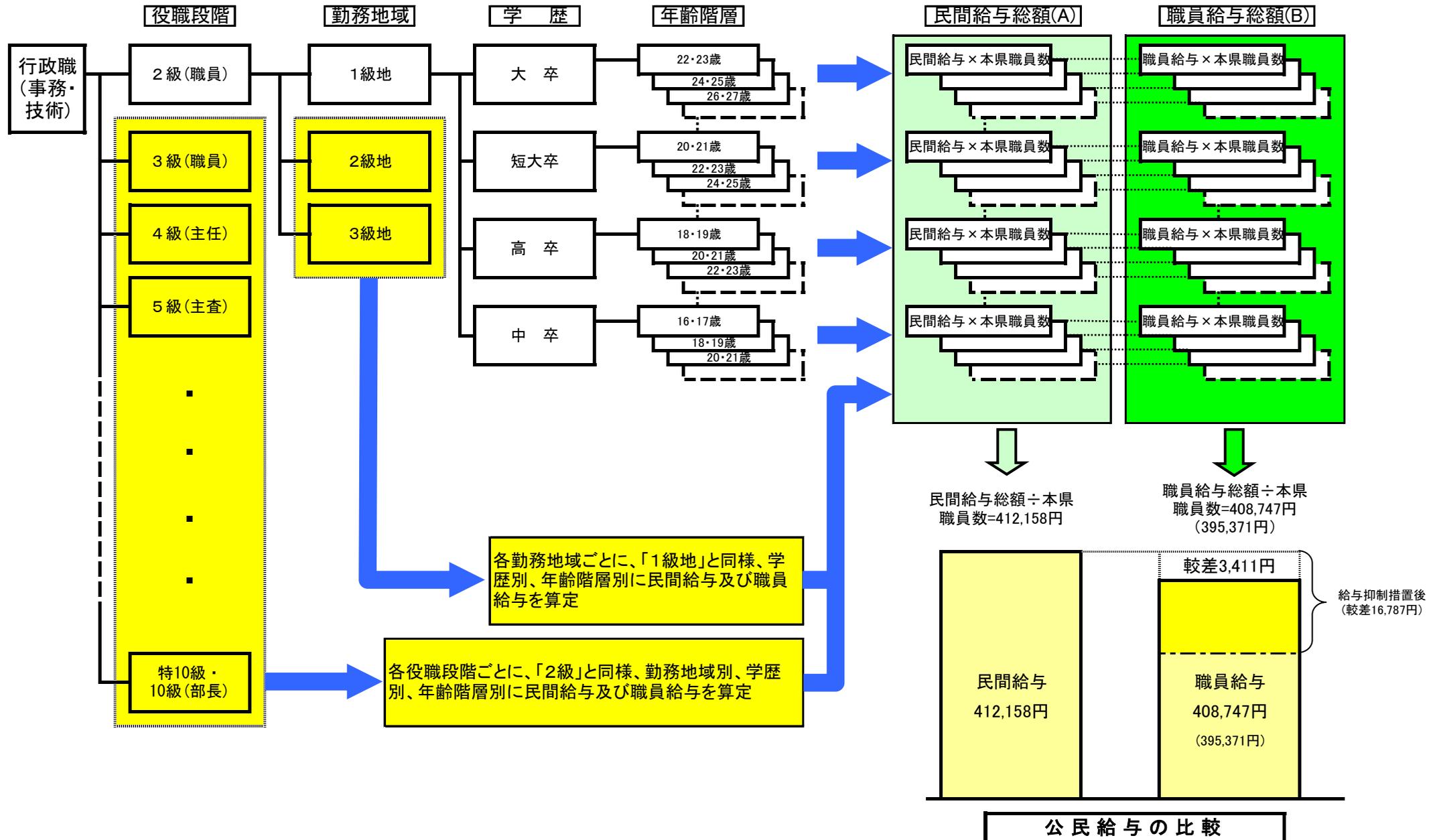
人事委員会では、民間従業員と県職員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給月数に公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の兵庫県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に職員に支払っている支給総額（B）と比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに、本県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



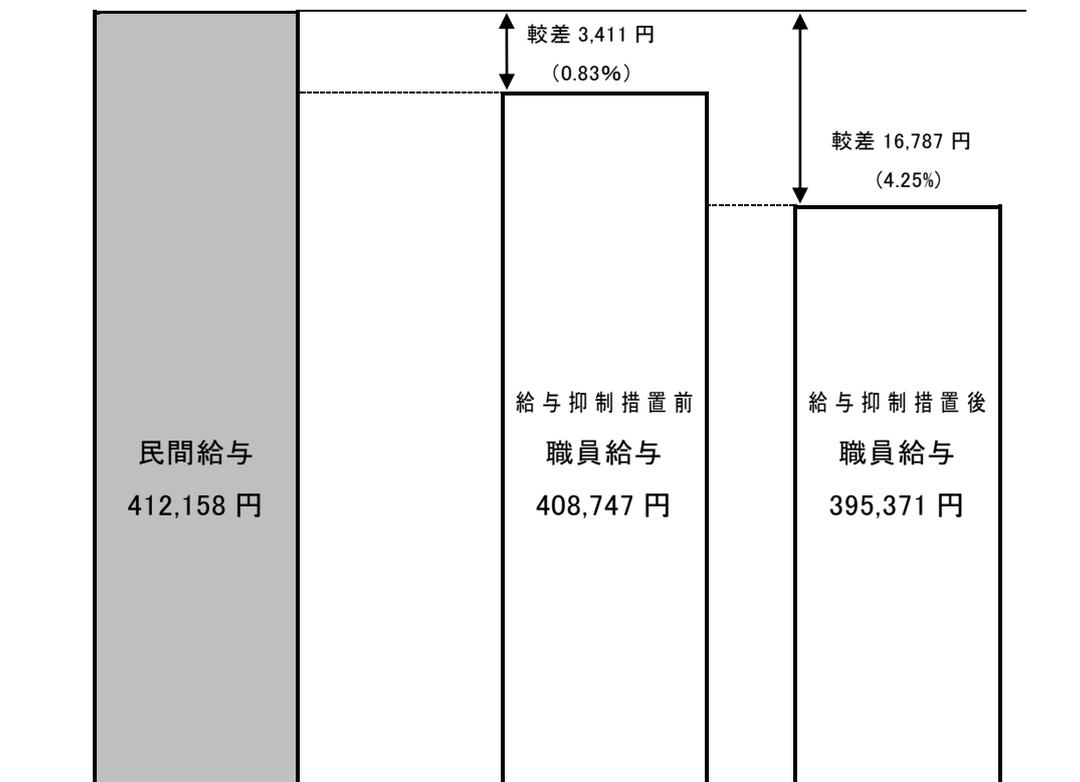
注（ ）内は給与抑制措置後の場合

4 民間給与との較差に基づく給与勧告

《公民較差》

- 「第3次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置（給与カット）の影響を除いた場合、職員給与が民間従業員給与を3,411円（0.83%）下回っています。
- 給与抑制措置を含めると、職員給与は民間従業員給与を16,787円（4.25%）下回っています。

民間従業員の給与 (A)	412,158円
県職員の給与 (B)	408,747円 [給与抑制措置後：395,371円]
較 差 (A)-(B)	3,411円(0.83%) [給与抑制措置後：16,787円(4.25%)]



5 本年の給与勧告

1 給料表

公民較差を解消するため、人事院が勧告した国家公務員の俸給表に準じて引上げ改定

【行政職給料表】

初任給 1,500 円引上げ、若年層について同程度の改定

【その他の給料表】

行政職給料表との均衡を基本に改定

2 期末・勤勉手当

民間の支給月数（4.30月）と見合うよう、0.10月分引上げ（4.20月→4.30月）

H28 一般職員	6月期	12月期	合計
改定前(A)	2.025月	2.175月	4.20月
改定後(B)	2.075月	2.225月	4.30月
(B)－(A)	0.050月	0.050月	0.10月

3 地域手当

公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる

4 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当の手当月額限度額の引上げ

5 改定の実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

6 扶養手当の見直し

国及び他の都道府県の改定状況、民間及び本県の状況を考慮して、適切な措置を講じる

〔参考〕職員 1 人当たりの改定状況

（行政職：平均年齢 44.1 歳、平均経験年数 22.4 年）

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	395,371円	4.20月	6,433,000円	95,000円
改定後	398,702円	4.30月	6,528,000円	(1.48%)

6 最近の給与勧告の状況

本県職員の給与は民間賃金の改善を反映して、月例給、特別給ともに3年連続の引上げとなりました。

	月例給（公民較差）		特別給（ボーナス）	
	率	額	年間支給月数	対前年比増減
平成18年	△ 0.02%	△ 88円	4.45月	据置
平成19年	△ 0.03%	△ 135円	4.50月	+ 0.05月
平成20年	△ 0.02%	△ 78円	4.50月	据置
平成21年	△ 0.28%	△1,183円	4.15月	△ 0.35月
平成22年	△ 0.17%	△ 727円	3.95月	△ 0.20月
平成23年	△ 0.29%	△1,199円	3.95月	据置
平成24年	△ 0.12%	△ 486円	3.95月	据置
平成25年	+ 0.01%	49円	3.95月	据置
平成26年	+ 0.29%	1,202円	4.10月	+ 0.15月
平成27年	+ 0.34%	1,405円	4.20月	+ 0.10月
平成28年	+ 0.83%	3,411円	4.30月	+ 0.10月

※ 公民較差は、勧告の基本とする較差